【　運営基準の改正について　】

**令和4年度から義務化となる項目**

１．障害者虐待防止の更なる推進

①職員への研修の実施（年1回以上）

　　虐待防止に関する研修を定期的に行わなければならない。

②虐待防止委員会の定期開催（年1回以上）

　　虐待防止の対策を検討する委員会として『虐待防止委員会』を設置するとともに委員会での検討結果を職員に周知徹底しなければならない。

③虐待防止の為の責任者の設置

　虐待防止委員会や虐待防止研修の定期開催について、適切に実施するための担当者を配置しなければならない。

２．身体拘束等の適正化（自立生活援助、就労定着支援、相談支援は対象外）

　①身体拘束適正化検討委員会の開催（年1回以上）

　　委員会を定期的に開催し、検討結果を職員に対し、周知徹底を図らなければならない。

　②指針の整備

　　事業所における身体拘束等の適正化のための指針を整備しなければならない。

　③職員へ定期的な研修を実施しなければならない（年1回以上）

　　指針に基づいて研修プログラムを作成し、定期的に研修を実施しなければならない。

☆虐待防止委員会について

　【虐待防止委員会の役割（例）】

　・虐待防止のための計画づくり

（虐待防止の研修、虐待が起こりやすい職場環境の確認と改善するための実施計画づくり、ストレス要因が高い労働条件の確認と見直し、指針の作成、掲示物等ツールの作成と掲示等の実施計画づくり等）

・虐待防止のチェックとモニタリング

（虐待が起こりやすい職場環境の確認等・虐待防止の取り組みの実施プロセス、マニュアルやチェックリストの作成と実施）

・虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

【虐待防止委員会の留意点】

・委員会は構成員の責務と役割分担を明確にし、虐待防止担当者を置いておくこと

・構成員には、利用者やその家族、専門的な知見がある人など第三者等も加えることが望ましい

・委員会の開催において管理者と担当者が参加していれば最低人数は問わない

・事業所単位ではなく、法人単位での委員会設置も可能

・身体構想適正化委員会と一体的に設置・運営も可能

・懲罰を目的とした委員会ではなく、再発防止を検討するためのものである。

【指針作成】

　事業所は、次の7つの項目を含む指針を作ることが望ましいとされています。

・事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

・虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

・虐待防止のための職員研修に関する基本方針

・施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

・虐待発生時の対応に関する基本方針

・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

・その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

【研修の実施】

・事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要

・研修の実施内容について記録することが必要（日時、参加者等）

・研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない

【運営規定への定め】

　令和4年度からは下記の事項を運営規定へ定めなくてならない。

・虐待防止に関する事項

　（虐待防止に関する責任者、虐待に関する研修や虐待防止委員会の開催の事項等）

・身体拘束禁止の事項

（身体拘束を行う場合の記録、身体拘束等の適正化の項目、研修や委員会開催の事項等）

※感染症や災害への対応力強化（令和6年4月1日より義務化）…現在努力義務

・感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化

　・業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化